

社会保障カード（仮称）導入により目指す効果の例

現状

- 年金・医療・介護等の制度ごとに別々に被保険者証等が交付され、複数のカード・手帳の管理が必要
- 健康保険証が世帯で1枚の場合、例えば家族が同時に病気になった際に不便
- 検認、住所異動・転職等の際に、健康保険証を保険者に返納・提出することが必要

- 被保険者証の紛失・盗難の場合、個人情報の流出や悪用の可能性
- 入手できる自分の医療費や年金などに関する情報は限られており、また、請求に手間

- 医療機関、保険者等において、
 - 被保険者証の発行
 - 被保険者証の情報の転記ミスによる医療費の過誤調整
 - 資格喪失後受診による医療費の過誤調整
- などによる事務が発生

①利便性向上

②安全・安心な自己情報の入手・管理

③事務の効率化

社会保障カード導入後（※いくつかの前提を置いたもの）

- 1枚のカードで年金・医療・介護の被保険者証として使用できる。1人1枚なので、家族が同時に病気になった際などでも利用可能。
- 検認、住所異動・転職等の場合でも、カードを保険者に提出・返納する必要がなく、そのまま使い続けることができる。また、加入手続の漏れの防止にもつながる。
- 行政機関への申請・届出を自宅のパソコンから電子的に行うことができる。
- 希望する方は、身分証明書としても使用できる。



- 紛失・盗難の場合でも、プライバシー性の高い情報が盗まれたり、悪用されることはない。
- いつでも、自宅のパソコンから、自分の年金記録を安全に確認することができる。また、社会保険事務所等の端末でも、同様に記録を確認可能。
- 希望する方は、自分の医療費の情報等を見ることも可能となる。
- 年金受給権者の住所や支払機関の変更をオンラインでできる。



自分の情報を確認できる！

123-4567 東京都〇〇区△△街1-1-1	更新年月日 平成19年6月30日現在 の加入記録です。	性別 男性	生年月日 昭和39年9月9日	基礎年金番号 999999999999
加入制度	事業所名称	取得年月日	喪失年月日	月額
1 国民年金 第3号被保険者	昭和15年 4月1日	平成25年 2月1日		22
2 厚生年金 〇〇〇株式会社	平成25年 4月1日	平成26年 6月1日		26
3 厚生年金 株式会社△△△	平成26年 7月1日	平成27年 4月1日		33
4 国民年金 第1号被保険者	平成15年 4月1日	平成15年 4月1日		50

- 医療機関、保険者等の事務が効率化される。
 - 各保険者が個別に各種被保険者証を交付する必要がなくなる。
 - カード読み取りによる自動転記により、転記ミスがなくなる。
 - オンラインによる即時資格確認で、資格喪失後受診を把握できる。